

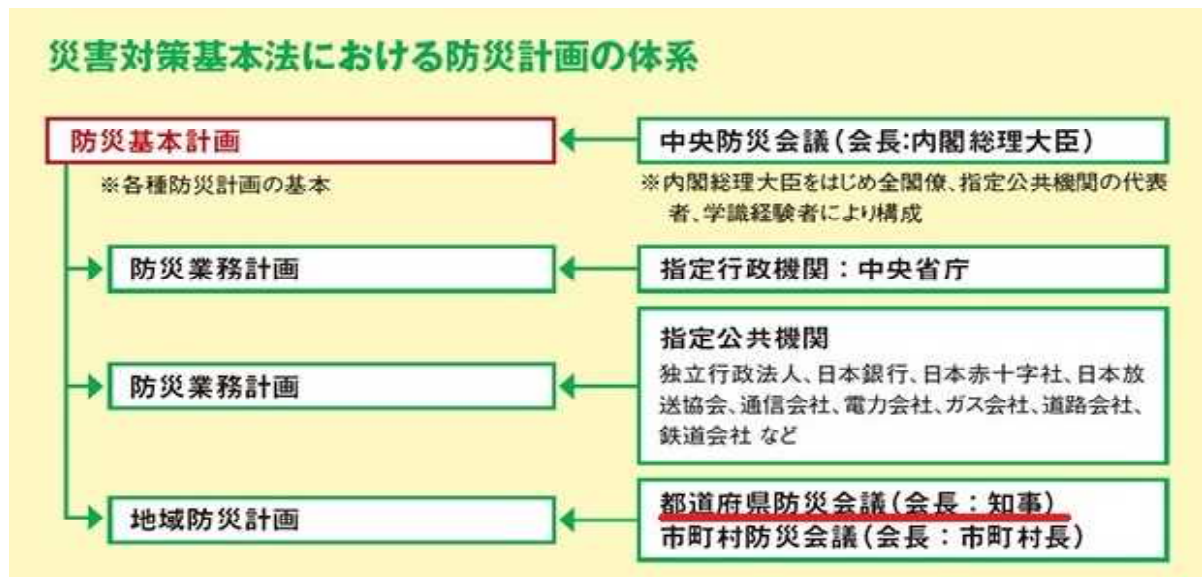
徳島県地域防災計画の修正の概要

1 地域防災計画について

地域防災計画とは県や市町村などが、それぞれの地域の状況を考慮して作成する防災計画です。

国が災害対策基本法に基づき「防災基本計画」を策定し、県が「地域防災計画」を、各市町村がそれぞれの「地域防災計画」を策定しています。

本県では現在、南海トラフ大地震による災害に備えて被害想定を行い、地域防災計画を修正し、国や市町村、関係機関や県民・事業者等と連携を図りながら、防災対策を進めています。



2 修正のポイント

- 災害対策基本法の改正(平成25年6月)と防災基本計画の修正(平成26年1月)を踏まえた見直し。
- 「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定(第2次)」(平成25年11月)及び「津波災害警戒区域(イエローゾーン)の指定」(平成26年3月)といった本県の取組を踏まえ修正をする。
- 国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の策定(平成26年3月)を踏まえ「南海トラフ地震防災対策推進計画」の内容を反映。
- 今回の台風11号, 12号災害を踏まえた検討。

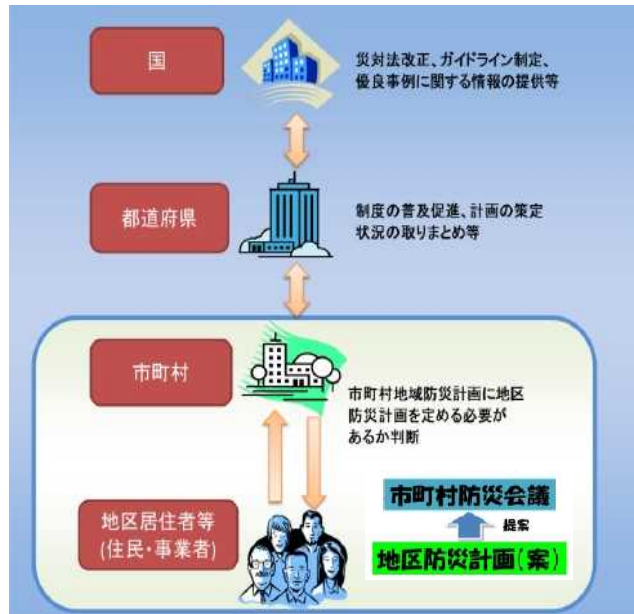
3 災害対策基本法の改正と防災基本計画の修正を踏まえた見直し

(1) 平素からの防災への取組の強化

○ 地区防災計画の地域防災計画への位置づけ

地域の居住者や事業者は共同して防災訓練や物資の備蓄等の防災活動に関する計画を定め、市町村と連携して防災活動を行う場合、市町村地域防災計画にその防災計画を位置づけることが可能になりました。

[共通対策編第2章災害予防
第4節第2 4]



(2) 住民の円滑かつ安全な避難の確保

○ 避難行動要支援者名簿(災害時要援護者名簿)の作成

市町村は、高齢者、障害者等の災害時に配慮を要する者について名簿(避難行動要支援者名簿)を作成し、実効性のある避難支援を行うことを義務づけました。

[共通対策編第2章災害予防 第7節]

※ 要配慮者(要援護者)

防災上何らかの配慮を要する者(高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児・児童、外国人等)。

※ 避難行動要支援者(災害時要援護者)

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方。



○ 屋内での退避等の安全確保

避難行動として「屋内での退避等の安全確保措置」を新たに位置づけたことを記載しました。

[共通対策編第3章災害応急対策 第9節]

※夜間の豪雨や暴風雨など、避難時の周囲の状況等により立ち退き避難がかえって危険を伴う場合には、屋内で安全を確保することも避難行動の一つとして示しました。

○ 避難勧告等の判断伝達マニュアルの作成および助言

市町村は、国が策定したガイドラインに基づき、避難勧告等の判断伝達マニュアルを作成すること及び、避難勧告等のため、国及び県に対し助言を求めることができることを掲載しました。

[共通対策編第3章災害応急対策 第9節]

○ 指定緊急避難場所・指定避難所の事前指定

市町村は、基準に適合する施設等を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定することを明記しました。

〔共通対策編第3章災害応急対策 第9節〕

※東日本大震災では、避難所に避難することにより、かえって人の生命に危険が及ぶことが起きました。この教訓を踏まえ、住民が緊急的に避難する「避難場所」と被災者が一定期間滞在する「避難所」を区別して指定し、住民に周知を行うことになりました。



(3) 被災者保護対策の改善 〔共通対策編第4章 災害復旧・復興 第4節〕

被災者保護対策として、次の三点を推進することとしました。

・ 安否情報の提供

県及び市町村は、照会した家族等に安否情報を回答よう努める。

・ 罹災証明書の交付

市町村は、遅滞なく罹災証明を被災者に発行する。

・ 被災者台帳の作成

市町村は、被災者の総合的な支援のため、被災者台帳を作成できる。

4 本県の取組を反映した見直し

(1) 南海トラフ巨大地震被害想定の見直し〔南海トラフ地震対策編第1章第2節〕

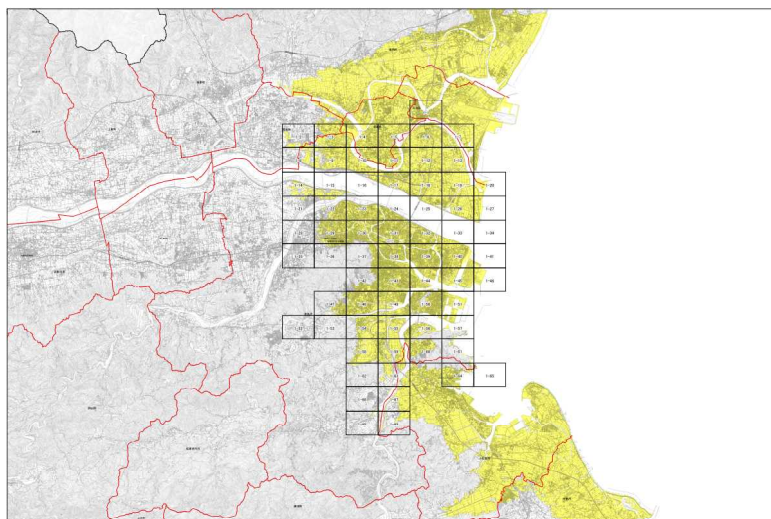
徳島県南海トラフ巨大地震被害(二次)(平成25年11月)

南海トラフ巨大地震が発生したときの「ライフライン被害・交通施設被害・生活支障等」の様相について掲載しました。

(2) 津波に強いまちづくりの形成 〔南海トラフ地震対策編第1章第2節〕

津波災害警戒区域の指定(平成26年3月)

「津波防災地域づくりに関する法律」及び「南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」に基づく「津波災害警戒区域」(いわゆるイエローゾーン)を指定したことを掲載しました。



(徳島市の例)

(3)災害時における県と市町村が連携した物資の調達

県と市町村で構成する「災害時相互応援連絡協議会」において定めた「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」を推進し、より確実な物資調達に努めます。

〔共通対策編第3章災害応急対策 第16節ほか〕

5 南海トラフ地震防災対策推進基本計画策定に伴う見直し

南海トラフ地震の特徴を踏まえ、防災上整備すべき施設等に関する事項について明記するほか、レベル2クラスの地震・津波に対しては「命を守る」ことを最優先とし、ハード対策とソフト対策を総動員して総合的な対策を講じる内容を各所に盛り込みました。

〔南海トラフ地震対策編第2章第4節ほか〕

6 今回の台風11号、12号を踏まえた検討

基本方針に以下の趣旨を追加しました。〔共通対策編第1章総則 第5節〕

- ・ 被害の要因を分析し、今後の予防対策に活用
- ・ 時期が近接して来襲する複数の台風や、地震による被災後に台風が襲来するといった複合災害への対応
- ・ 国土強靱化に向けて地域計画を作成し、抜本的予防策の推進

7 災害時における各種協定の締結

①輸送

災害時において、県の要請に基づき応急対策に必要な生活必需品等の輸送を船舶により行う。

- ・ 船舶による輸送等災害応急対策に関する協定書（徳島県水難救済会）

〔共通対策編第1章総則 第7節〕

②衛生

災害時において、市町村の要請に基づき県が徳島県環境保全協会・徳島県環境整備事業協同組合に災害し尿等の撤去、収集、運搬などを要請

- ・ 災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の協力に関する協定書

（徳島県環境保全協会・徳島県環境整備事業協同組合）